

**令和3年第1回
城里町議会臨時会議案書**

城 里 町 議 会

議案第 33 号

城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について

城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 7 月 30 日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和 3 年 月 日

令和3年城里町条例第 号

城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

城里町使用料及び手数料条例（平成17年城里町条例第53号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第28号を削り、第29号を第28号とし、第30号から第43号までを1号ずつ繰り上げ、同項第44号中「(31)」を「第30号」に改め、同号を同項第43号とし、同項第45号から第49号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条, 第2条 (略) (手数料)</p> <p>第3条 手数料の種類及び金額は, 次のとおりとする。 (1)～(27) (略) (削除)</p> <p><u>(28)</u> (略)</p> <p><u>(29)</u> (略)</p> <p><u>(30)</u> (略)</p> <p><u>(31)</u> (略)</p> <p><u>(32)</u> (略)</p> <p><u>(33)</u> (略)</p> <p><u>(34)</u> (略)</p> <p><u>(35)</u> (略)</p> <p><u>(36)</u> (略)</p> <p><u>(37)</u> (略)</p> <p><u>(38)</u> (略)</p> <p><u>(39)</u> (略)</p> <p><u>(40)</u> <u>第30号</u>以外の諸閲覧手数料 1件につき 200円</p>	<p>第1条, 第2条 (略) (手数料)</p> <p>第3条 手数料の種類及び金額は, 次のとおりとする。 (1)～(27) (略)</p> <p><u>(28)</u> <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による個人番号カードの再交付手数料(個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして町長が認める場合を除く。)</u> 1枚につき <u>800円</u></p> <p><u>(29)</u> (略)</p> <p><u>(30)</u> (略)</p> <p><u>(31)</u> (略)</p> <p><u>(32)</u> (略)</p> <p><u>(33)</u> (略)</p> <p><u>(34)</u> (略)</p> <p><u>(35)</u> (略)</p> <p><u>(36)</u> (略)</p> <p><u>(37)</u> (略)</p> <p><u>(38)</u> (略)</p> <p><u>(39)</u> (略)</p> <p><u>(40)</u> (略)</p> <p><u>(41)</u> <u>(31)</u>以外の諸閲覧手数料 1件につき 200円</p>

(41) (略)

(42) (略)

(43) (略)

(44) (略)

(45) (略)

(以下略)

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

(42) (略)

(43) (略)

(44) (略)

(45) (略)

(46) (略)

(以下略)

城里町使用料及び手数料条例の一部改正について

国の法律改正（令和3年5月19日公布）に伴い町条例の一部を改正するものです。

国の法律の改正点は、以下のとおりです。（令和3年9月1日施行）

1 個人番号カード発行等に関すること

- (一) 機構は、住民基本台帳に記録されている者の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを発行することとした。
- (二) 機構は、個人番号カードに関して、個人番号カードの作成並びに個人番号カードの作成及び運用に関する状況の管理その他総務省令で定める額の手数料を徴収することが出来ることとした。
- (三) 機構は、個人番号カードの発行に係る事務に関し、機構が定める額の手数料を徴収することができることとした。

※機構とは、「地方公共団体情報システム機構」をいう。

町条例の一部を改正することにより以下のとおり変わります。

現行	マイナンバーカード 再交付手数料	800円	使用料及び手数料条例により町の収入
改正後	マイナンバーカード 再交付手数料	800円	再発行に係る手数料の徴収主体が地方公共団体情報システム機構になり機構の収入になる。 町は、歳入歳出外現金として扱い、請求に応じて支払う、町は事務手数料を機構側と委託契約して取り扱う。

※町民の窓口負担に変更はありません。

※機構から町への委託料については、マイナンバーカード交付事務費補助金及び普通交付税措置の対象となるため、無償となる。

議案第34号

令和2年度不燃性粗大ごみ処理施設等建設工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年城里町条例第46号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和2年度 不燃性粗大ごみ処理施設等建設工事
- 2 契約の金額 1,138,500,000円
(内消費税額103,500,000円)
- 3 契約の相手方 香川県高松市牟礼町牟礼2246番地
鎌長製衝・コスモ総合建設特定建設工事共同企業体

構成員1(代表者) 香川県高松市牟礼町牟礼2246番地
鎌長製衝株式会社
代表取締役 鎌田 長明
構成員2 水戸市けやき台二丁目13番地2
コスモ総合建設株式会社
代表取締役 池田 勇夫
- 4 契約の方法 特殊指名競争入札(意向確認型)

令和3年 7月30日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和3年 月 日

城里町環境センター 粗大ごみリサイクル施設の建設について

1 リサイクル施設建設の経緯

城里町では環境センターの建替え工事に伴い、持続可能な社会の実現に向けて、リサイクル率の向上を目的に平成29年8月より城里町一般廃棄物処理施設整備検討会でリサイクル施設建設に向けた検討を頂き、令和2年3月に答申を頂きました。これを受け、令和2年度予算に設計費を計上し、議会の予算承認を受けて設計を進めました。令和3年度予算には工事費を計上し、承認されたため入札を行い、この度落札されたため、工事請負契約の議会承認をお願いするものです。

2 リサイクル施設建設の必要性

城里町では、粗大ごみを破碎する設備を持たないことから、作業員が手作業で粗大ごみを分解し、金属など有価物を取り出してリサイクルを行っています。しかし、作業員の高齢化が進み、若い作業員の新規採用も難しい状況にあるため、粗大ごみを分解できず「混合ごみ」として、民間業者に有料で引き取ってもらう量が増加する傾向にあります。現在の状態が続く場合、リサイクル率の低下と民間への処理委託費用が増加していくことになります。リサイクル施設を建設し、破碎機を導入することで、ごみの分解作業が自動化され、リサイクル率の向上と人手不足の解消につながります。

3 他市町村の動向

茨城県内において、粗大ごみの破碎機を保有しないのは、城里町と鉾田市の一部のみとなっています。リサイクル率向上のため、町村においても破碎機を保有するのが一般的です。

4 リサイクル施設建設にかかる費用と維持管理費用

リサイクル施設の建設に係る費用は、約11億円を見込みます。そのうち、約10億円を国からの各種補助金・交付金等でまかないます。城里町の実質的負担は約1億円となっています。国からの補助等については、既に内定を頂いています。最大の補助メニューである震災復興特別交付税(約6億円)は、今年度が最終年であるため、この機会に建設をしない場合、城里町の負担が約6億円増えるおそれがあります。少ない負担で必要な施設を建設できる最期のチャンスだと考えます。

新施設の維持管理に係る費用は、1,250万円程度を見込んでいますが、リサイクル率の向上に伴う金属等の有価物の売却金と民間への処理委託費用の縮減でまかなうことができると見込んでいます。

5 入札について

環境センターの新築工事においてもご承認いただいた「意向確認型指名競争入札」を行っています。今回、第一回目の入札を本年3月に行いましたが、参加が1社であったため再度入札を行いました。再び入札が1社であったため、「鎌長製衡・コスモ総合建設特定建設工事共同企業体」を契約者として議会の承認を求めるものです。

不燃粗大ゴミ破碎施設及びリサイクルセンター建設工事費資金計画(震災復興特別交付金あり) 仮契約ベース

(単位：円)

事業費総額					
1,138,500,000					
交付金対象額 933,500,000			交付金対象外事業費 205,000,000		
循環型交付金 事業費×1/3	震災復興特別交付税 (対象額－交付金)×95%	一般財源 対象額－交付金－交付税	合併特例事業債 194,700,000		(対象外経費×95%)
			交付税措置 事業債×70%	一般財源 事業債－交付税措置	一般財源 対象外事業費－特例事業債
311,100,000	591,200,000	31,200,000	136,290,000	58,410,000	10,300,000

資金計画総括

財源内訳	金額 (単位：千円)	事業費に対する割合 (%)
循環型交付金	311,100	27.3
震災復興特別交付税	591,200	51.9
合特債交付税措置	136,290	12.0
一般財源	99,910	8.8